

## 認可外保育施設の施設等利用費の支給基準について

## 1. 認可外保育施設の施設等利用費の支給基準について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化による給付（施設等利用費）の支給対象となる認可外保育施設は、内閣府令で定める基準（＝児童福祉法による指導監督基準と同様の内容）を満たした施設に限られます。ただし、無償化開始後5年間は経過措置期間とされ、内閣府令で定める基準を満たさない認可外保育施設についても、施設等利用費の支給対象となります。

吹田市では、経過措置期間中に施設等利用費の支給対象となる認可外保育施設について条例で独自の基準を定めています。吹田市に居住する方が認可外保育施設（市外を含む）を利用する場合、この条例で定める基準を満たす施設に限り施設等利用費の支給対象となります。具体的な基準については以下のとおりです。

## ■経過措置期間中（令和元年10月1日～令和6年9月30日）

類型	令和元年9月までに届出があった施設	令和元年10月以降に届出があった施設
1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設	保育従事者の1/3以上が保育士又は看護師である施設	内閣府令で定める基準と同様の基準 ・保育従事者の数・資格 ・保育室等の構造 ・非常災害に対する措置 ・保育の内容 ・給食 ・健康管理及び安全管理
1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設・ベビーシッター	（基準の設定なし）	

この条例で定める基準への適合状況の調査は、特定子ども・子育て支援施設等の「確認」申請時のほか、「確認」後も随時行います。当初、基準を満たしていた施設が、その後の調査により基準を満たさないことが判明した場合、それ以降の施設等利用費の支給はできませんのでご注意ください。

## ■経過措置期間終了後（令和6年10月1日～）

類型	令和元年9月までに届出があった施設	令和元年10月以降に届出があった施設
1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設		内閣府令で定める基準 ・保育従事者の数・資格 ・保育室等の構造 ・非常災害に対する措置 ・保育の内容 ・給食 ・健康管理及び安全管理
1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設・ベビーシッター		

また、経過措置期間終了後は、すべての施設が内閣府令で定める基準を満たす必要があります。令和元年9月までに届出があった施設についても内閣府令で定める基準を満たしていない場合は、施設等利用費の支給はできなくなります。

各認可外保育施設におかれましては、引き続き指導監督基準への充足に努めていただきますようお願いいたします。現在、改善事項のある施設につきましては、経過措置期間終了までにすべての基準を充足できるように努めてください。

## 2. 条例で定める基準への適合状況の確認方法

吹田市の条例で定める基準への適合状況の確認方法について、吹田市では認可外保育施設の指導監督所管部局による年1回の立入調査の結果に基づき確認します。立入調査の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「**適合証**」といいます。）が交付されていれば、条例で定める基準を充足していることになります。一方、立入調査による改善事項がある場合、それが条例で定める基準を充足していないものである場合、原則として、一定の予告期間を設けたうえで施設等利用費の支給対象外となります。

なお、新規施設については、最初に行われる立入調査までは条例で定める基準への充足状況が未確定ですが、事前に、認可外保育施設の設置者から条例基準（認可外保育施設の指導監督基準と同様の内容）を満たす見込みの申出書（以下「**申出書**」といいます。）により基準充足が確認できる場合は、特定子ども・子育て支援施設等の「確認」日から条例で定める基準を充足している施設とみなし、支給対象として取り扱います。申出書は、原則として設置届・確認申請書の提出日の10日以内に提出してください。

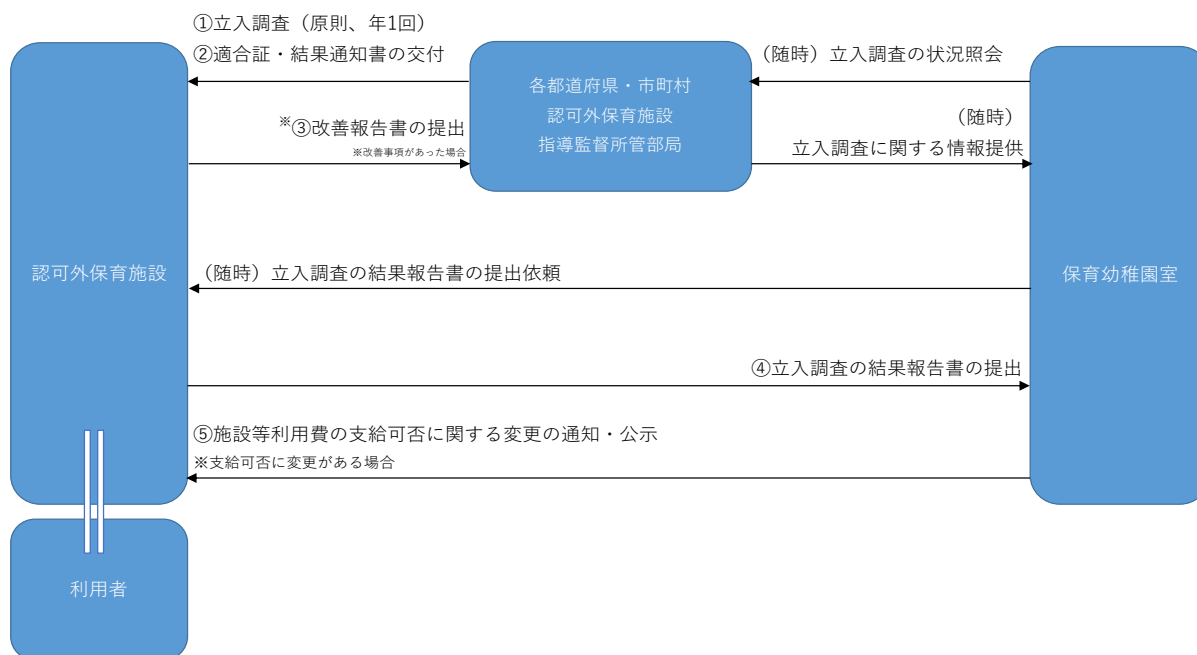
### ■立入調査の結果による施設等利用費の支給可否（具体例は別紙）

立入調査の結果	施設等利用費の支給可否
適合証の交付を受けていた施設が、立入調査の結果、改善事項がなく引き続き交付を受けた場合	引き続き施設等利用費の支給対象となります。
適合証の交付を受けていた施設が、立入調査の結果、改善事項があり適合証の返還を行った場合	【条例の基準を充足している】 引き続き施設等利用費の支給対象となります。
	【条例の基準を充足していない】 原則として、立入調査結果通知が交付された日以降、一定の予告期間を設けたうえで施設等利用費の支給対象外となります。
適合証は交付されていなかったが条例で定める基準は充足していた施設が、立入調査の結果、適合証の交付を受けた場合	引き続き施設等利用費の支給対象となります。
適合証は交付されていなかったが条例で定める基準は充足していた施設が、立入調査の結果、改善事項があった場合	【条例の基準を充足している】 引き続き施設等利用費の支給対象となります。
	【条例の基準を充足していない】 原則として、立入調査結果通知が交付された日以降、一定の予告期間を設けたうえで施設等利用費の支給対象外となります。
適合証が交付されておらず条例で定める基準も充足していない施設が、立入調査の結果、適合証の交付を受けた場合	適合証が交付された日以降、施設等利用費の支給対象となります。
適合証が交付されておらず条例で定める基準も充足していない施設が、立入調査の結果、改善事項があった場合	【条例の基準を充足している】 立入調査の結果通知書が交付された日以降、施設等利用費の支給対象となります。
	【条例の基準を充足していない】 引き続き施設等利用費の支給対象外となります。
適合証が交付されていなかったが条例で定める基準は充足していた施設が、令和6年9月30日までに適合証の交付を受けられなかった場合	経過措置期間終了後の令和6年10月1日以降、施設等利用費の支給対象外となります。
<新規施設> 立入調査の結果、適合証の交付を受けた場合	【事前に申出書を提出している】 確認日以降、施設等利用費の支給対象となります。
	【申出書を提出していない】 適合証が交付された日以降、施設等利用費の支給対象となります。
<新規施設> 立入調査の結果、改善事項があった場合	【事前に申出書を提出している】 「確認」日以降、施設等利用費の支給対象となりますが、立入調査結果通知が交付された日以降、一定の予告期間を設けたうえで施設等利用費の支給対象外となります。
	【申出書を提出していない】 「確認」日以降、施設等利用費の支給対象外となります。

### 3.認可外保育施設からの報告書の提出について

立入調査の結果が出ましたら、その結果について、原則10日以内に、別紙「認可外保育施設に係る立入調査の結果報告について」によりご報告をいただきますようお願いいたします。また、必要に応じ、保育幼稚園室から各施設及び各認可外保育施設指導監督所管部局へ立入調査の状況を照会しますので、ご了承ください。

認可外保育施設の施設等利用費の支給可否の把握について（事務フロー）



※立入調査の結果報告書は、原則として、適合証又は立入調査の結果通知の交付がされた日から10日以内に提出してください。  
※施設等利用費の支給可否に変更がある場合、原則として、保育幼稚園室から各利用者へ個別には通知しませんので、施設から周知してください。

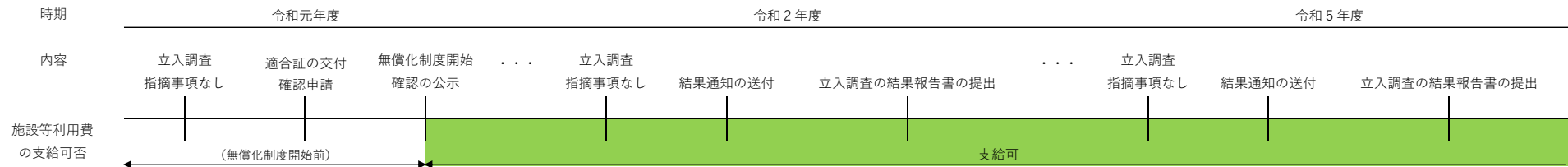
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市 児童部保育幼稚園室 経理G 利用費担当  
電話：06-6384-1592（直通）  
FAX：06-6384-2105  
メール：hoiku\_keiriseibi@city.suita.osaka.jp



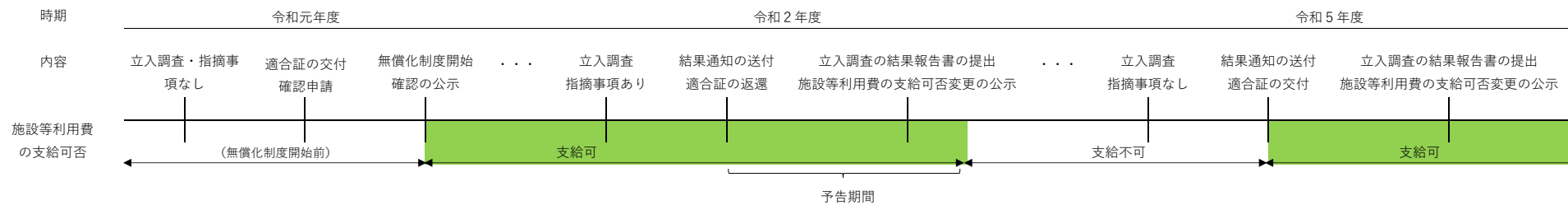
(別紙) 認可外保育施設の施設等利用費の支給可否の具体例

【令和元年9月までに届出があった施設】

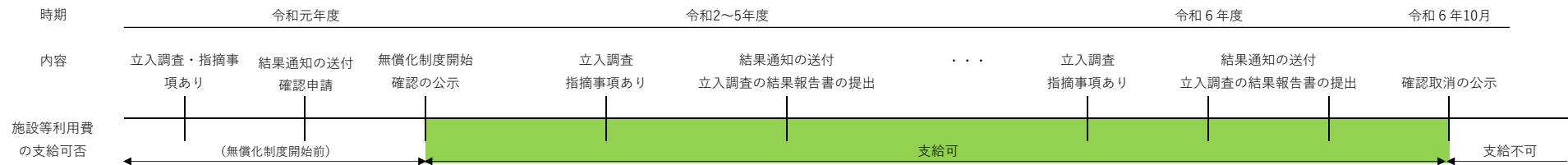
■例1 無償化制度開始時点で適合証が交付されており、その後も指摘事項がなく、適合証が交付されている場合



■例2 無償化制度開始時点で適合証が交付されていたが、その翌年に指摘事項があり適合証を返還、条例で定める基準を充足しなくなった。その後、改善が確認され、再度適合証の交付を受けた場合



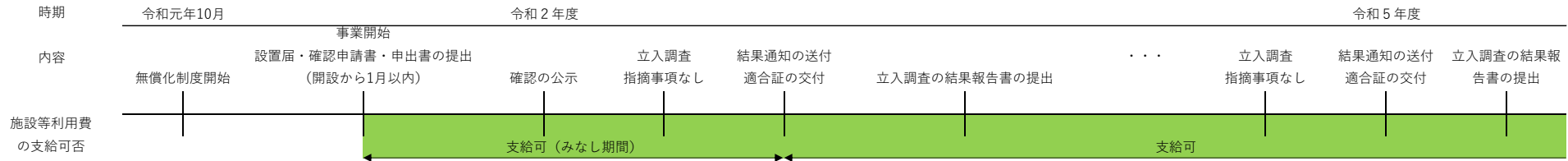
■例3 無償化制度開始時点で指摘事項があり適合証が交付されていなかったが、条例で定める基準は充足していた。その翌年以降に条例で定める基準は充足していたがその他の指摘事項が改善されず、経過措置期間終了までに適合証の交付が受けられなかった場合



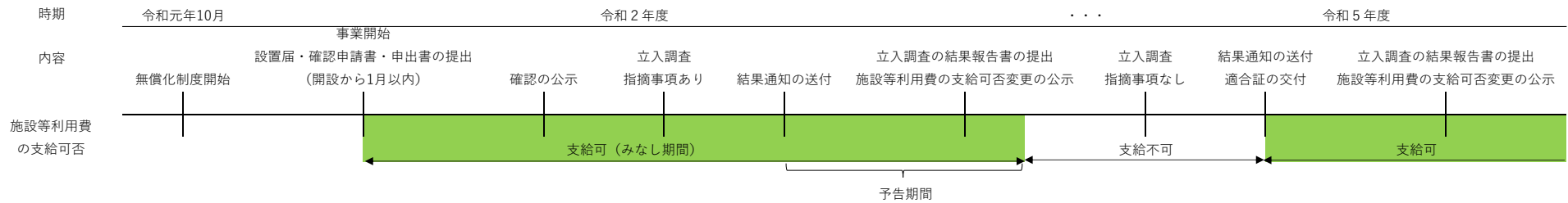
(別紙) 認可外保育施設の施設等利用費の支給可否の具体例

【令和元年10月以降に届出があった新規施設】

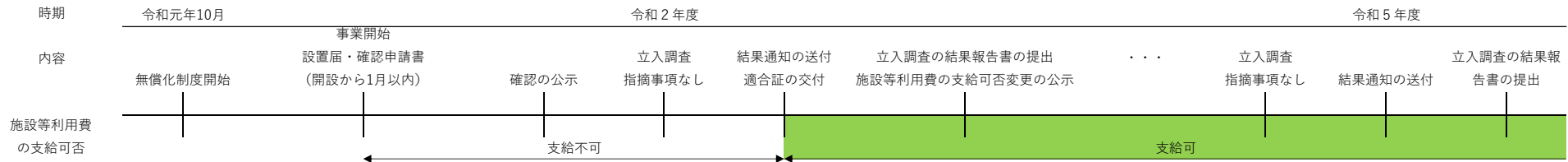
■例4 令和2年度に事業開始した新規施設が、立入調査の結果、適合証の交付を受けた。その後も指摘事項がなく、適合証が交付されている場合  
(事前に「申出書」の提出があった場合に限る)



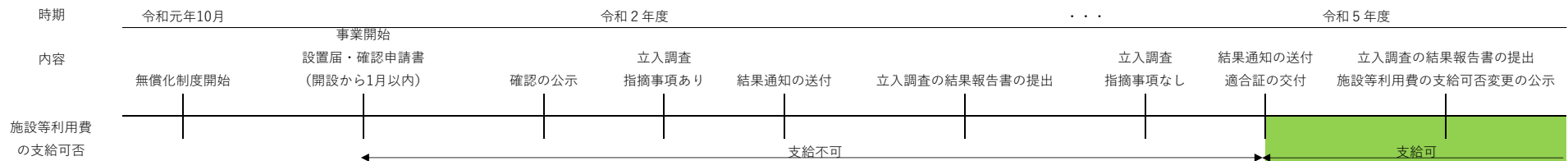
■例5 令和2年度に事業開始した新規施設が、立入調査の結果、指摘事項があり、条例で定める基準を充足していなかった。その後、改善が確認され、適合証の交付を受けた場合  
(事前に「申出書」の提出があった場合に限る)



■例6 令和2年度に事業開始した新規施設が、立入調査の結果、適合証の交付を受けた。その後も指摘事項がなく、適合証が交付されている場合  
(「申出書」の提出がなかった場合)



■例7 令和2年度に事業開始した新規施設が、立入調査の結果、指摘事項があり、条例で定める基準を充足していなかった。その後、改善が確認され、適合証の交付を受けた場合  
(「申出書」の提出がなかった場合)



## 認可外保育施設の指導監督基準を満たす見込みの申出書

吹田市長 宛

届出者所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

(代表者)氏名 \_\_\_\_\_

本施設については、児童福祉法第59条に定める立入調査を受けていませんが、認可外保育施設指導監督基準を十分に理解・遵守しており、すべての基準を満たす見込みであるため下記のとおり申出します。

## 1. 施設に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 <input type="checkbox"/> 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 <input type="checkbox"/> 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設 <input type="checkbox"/> 複数の保育に従事する者を雇用している施設（法人ベビーシッターなど） <input type="checkbox"/> 上記以外の施設（個人ベビーシッターなど）		
名称			
所在地	〒 -		
	TEL :		メールアドレス :

## 2. 指導監督基準を満たす見込みの状況

児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った日	令和 年 月 日		
事業開始（予定）年月日	令和 年 月 日		
立入調査の実施予定日	<input type="checkbox"/> 確定（令和 年 月 日） <input type="checkbox"/> 未定		
指導監督基準を満たす見込みの状況（いずれかにチェックしてください）	適合	不適合	指導基準
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育に従事する者の数
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育に従事する者の有資格者の数
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育室等の構造・設備・面積
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	非常災害に対する措置
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育の内容等
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給食
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康管理及び安全管理
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他（利用者への情報提供・備える帳簿）	

※不適合となる見込みの項目が1つでもある場合、吹田市での施設等利用費は支給対象外となります。  
 ※指導基準の詳細な内容については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）を御確認下さい。

(添付書類)

児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届の写し





## 認可外保育施設に係る立入調査の結果報告書

吹田市長 宛

届 出 者 所 在 地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

(代表者) 氏 名 \_\_\_\_\_

認可外保育施設に係る立入調査の結果について、下記のとおり報告します。

## 1. 施設に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 <input type="checkbox"/> 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 <input type="checkbox"/> 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設 <input type="checkbox"/> 複数の保育に従事する者を雇用している施設（法人ベビーシッターなど） <input type="checkbox"/> 上記以外の施設（個人ベビーシッターなど）		
名 称			
所 在 地	〒 -		
	TEL :		メールアドレス :

## 2. 立入調査の結果（直近のもの）

立入調査の実施年月日	令和 年 月 日			
立入調査結果通知年月日	令和 年 月 日			
認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有 無	<input type="checkbox"/> 有 →	証明書の交付年月日	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 無 →	指摘事項の内容を記入してください。		
指摘事項の内容	文書指導	口頭指導	指 摘 事 項	具 体 的 な 内 容
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育に従事する者の数	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育に従事する者の有資格者の数	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育室等の構造・設備・面積	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	非常災害に対する措置	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育の内容等	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給食	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康管理及び安全管理	
改善報告状況	<input type="checkbox"/> 提出済み <input type="checkbox"/> 未提出 （理由： _____）			

(添付書類)

- 立入調査の結果通知書の写し
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し

